## 東駿河湾広域都市計画道路の変更(沼津市決定)

都市計画道路中3・4・58 号下香貫志下線を3・4・58 号下香貫線に名称を改め、3・3・9 号八幡原線ほか2路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域		構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3 • 3 • 9	八幡原線	清水町 八幡 字内屋敷	沼津市 原 字御殿場	沼津市 大手町 三丁目	約 9,510m	地表式	4 車線	27m	幹線街路と平面交差 16 箇所	
幹線街路	3 · 4 · 12	千本香貫山線	沼津市 本 字千本	沼津市 下香貫 字外原	沼津市 西島町	約 3, 150m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面交差 6 箇所	
幹線街路	3 · 4 · 58	下香貫線	沼津市 下香貫 字汐入	沼津市 下香貫 字塚田	沼津市 下香貫 字塚田	約 470m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面交差 2 箇所	

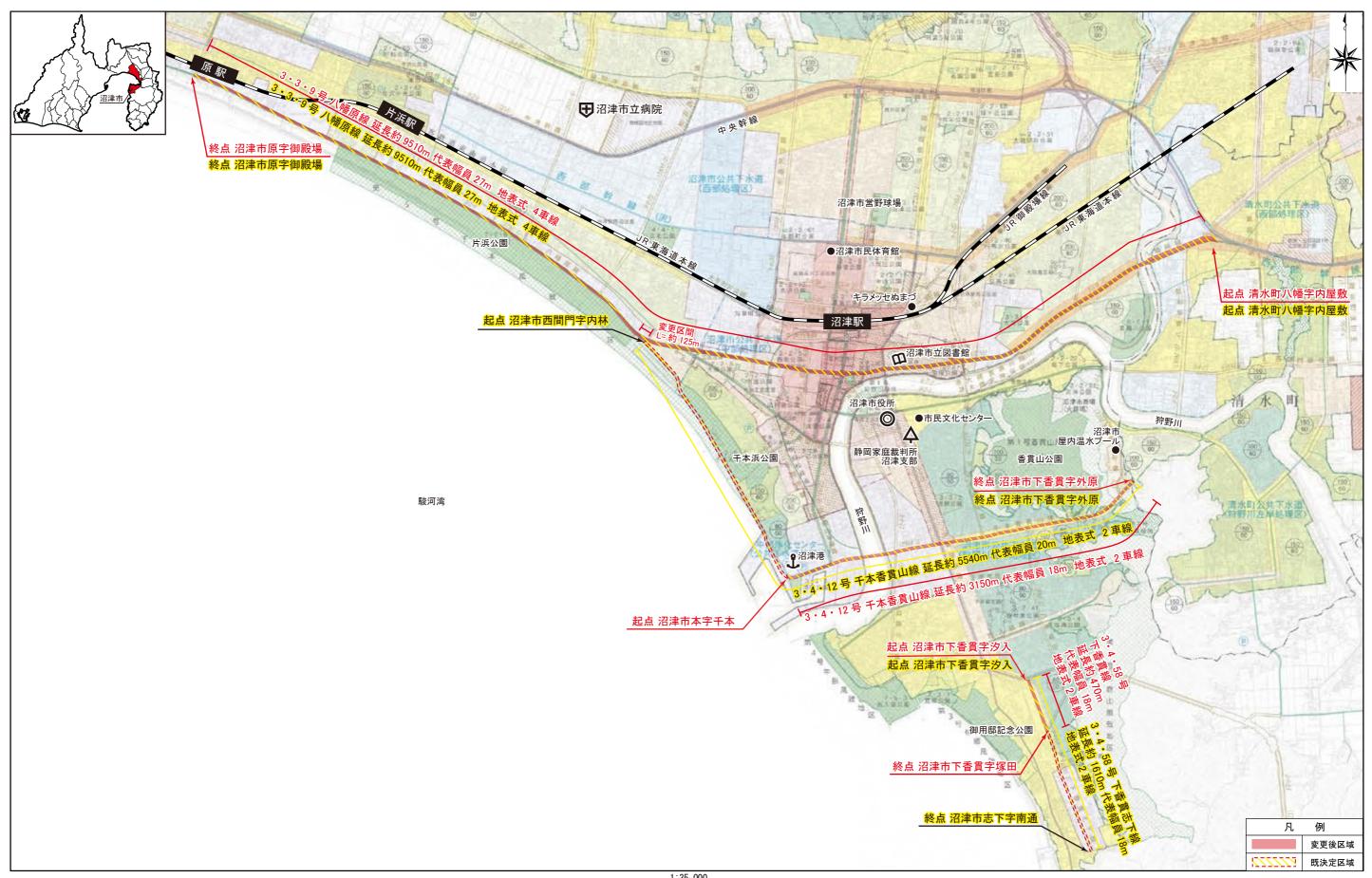
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

都市計画道路は、都市活動に必要不可欠な都市基盤の一つであり、自動車交通利用のみならず、市街地形成機能や防災機能など、多様な機能を有し、本市の発展の一翼を担う都市施設として、これまで都市計画に定めるとともに、順次整備を推進してきた。その一方で、人口減少や少子高齢化の進展など、社会経済情勢が大きく変化しており、都市計画決定以来、長期未着手となっている道路の中には、時間の経過とともに、都市計画決定当初の必要性等に変化が生じている。

本市を取り巻く環境の変化に対応するため、都市計画道路の必要性等について再検証した結果、都市の将来を見据え都市計画道路網を再構築するため、本案のとおり変更するものである。

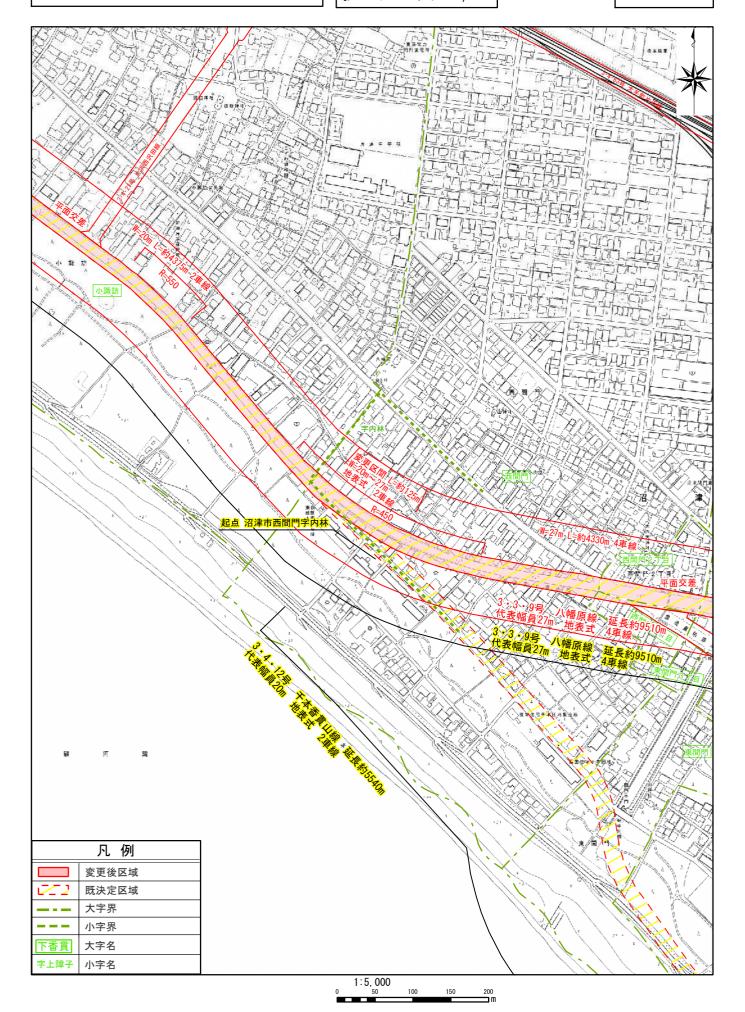
位 置 図



東駿河湾広域都市計画道路の変更 3・3・9号 八幡原線ほか2路線 沼津市決定

拡 大 図 1 / 3

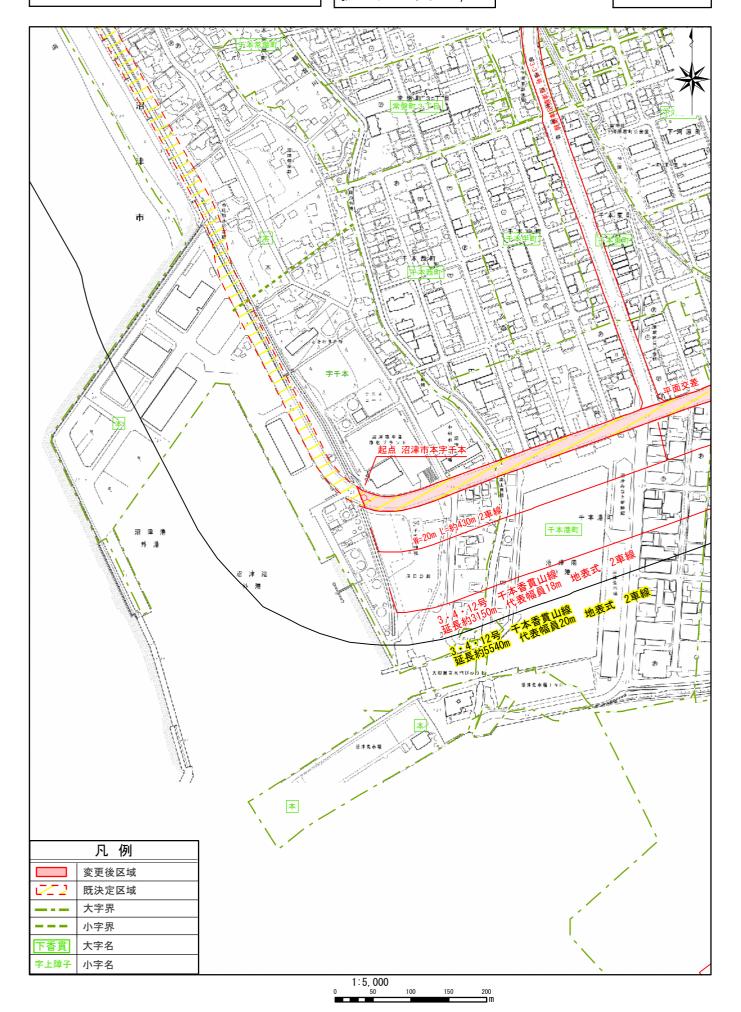
第 号議案附図



東駿河湾広域都市計画道路の変更 3・3・9号 八幡原線ほか2路線 沼津市決定

拡 大 図 2 / 3

第 号議案附図



東駿河湾広域都市計画道路の変更 3・3・9号 八幡原線ほか2路線 沼津市決定

拡 大 図 3 / 3

第 号議案附図

